

大津市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学区社会福祉協議会が実施する地域の福祉の推進に関する自主的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による大津市地域福祉活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けられるもの（以下「補助対象団体」という。）は、市内の各学区において組織された学区社会福祉協議会（以下「学区社会福祉協議会」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学区社会福祉協議会がその構成員や市民を対象として実施する地域福祉の推進に関する研修、視察その他これらに類する事業であって、11人以上が参加するものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けて実施するものを除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上げ料
- (2) 講師謝礼
- (3) 視察等の場合にあつては、視察等を行う場所までの移動等に要する経費（バス・レンタカー等の借上げ料、電車賃、高速道路使用料、燃料費、駐車場代等）
- (4) 消耗品費
- (5) 原材料費
- (6) 広報経費
- (7) 資器材レンタル経費
- (8) 資料等印刷・購入経費
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体当たり1年度につき50,000円を限度とする。

(共催による場合の補助金の交付)

第6条 複数の学区社会福祉協議会の共催により補助事業を実施する場合は、その代表となる1の学区社会福祉協議会を補助対象団体とする。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市地域福祉活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助金所要額調書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市地域福祉活動推進事業補助金交付決定通知書

(様式第5号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市地域福祉活動推進事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(変更承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市地域福祉活動推進事業補助事業変更承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、第7条第2項に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(変更承認通知書)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市地域福祉活動推進事業補助事業変更承認通知書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市地域福祉活動推進事業補助事業実績報告書(様式第9号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第10号)
- (2) 補助金精算額調書(様式第11号)
- (3) 収支決算書(様式第12号)
- (4) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市地域福祉活動推進事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市地域福祉活動推進事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市地域福祉活動推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市地域福祉活動推進事業補助金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。